



2020-21年度RI会長

ホルガー・クナーク

第2640地区ガバナー： 藤井 秀香

田辺東ロータリークラブ

創立：昭和49年5月15日

会長：本田 耕二

幹事：竹中 悟



例会場/事務所：田辺市下屋敷町81-10

きのくに信用金庫田辺支店3F

Tel 0739-24-6427 Fax 0739-34-5008

http://tanabe-east-rc.com/

E-mail info@tanabe-east-rc.com

例会：毎週水曜日 12:30～

ビジターフィー ¥2,000

○会長報告

会長 本田 耕二



- 本日のお客様は、田辺海上保安部長 上野 春一郎（うえの しゅんいちろう）様と、同保安部 警備救難課長 登山慎一郎（とやま しんいちろう）様、同保安部 課員 松下 元輝（まつした げんき）様です。新型コロナ対策のため、卓話の時間のみ同席していただきます。後ほど宜しくお願い致します。
- 米山記念奨学会より、米山記念奨学生のカウンセラーとして竹中悟君に「感謝状」が届いています。1年間カウンセラーとしての奉仕活動、ご苦労様でした。
- 本日例会終了後、定例理事会を開催致します。理事・役員の方はご出席下さいませようお願い致します。

- ガバナー事務所より、3月20日(土)開催予定の「米山記念奨学生2020年度修了式」をオンラインで開催することとなったとの連絡がありました。新型コロナウイルス禍の下の判断です。残念ですが、健康と安全を第一と考え、オンライン又は後日DVDでの視聴参加となります。米山カウンセラーの竹中悟君、クラブ奉仕F委員長の坂本正人君、ご苦労様ですが宜しくお願いします。
- ガバナーエレクト事務所より、3月21日(日)開催予定の「会長エレクト研修セミナー（PETS）」をオンラインで開催することとなったとの連絡がありました。新型コロナウイルス禍の下、昨年同様、顔合わせが出来ないのは残念ですが、健康と安全を第一と考え、オンラインでの参加となります。次期会長の佐田さん、ご苦労様ですが宜しくお願いします。
- 本日のお弁当は「この葉」さんです。ご賞味下さい。

○幹事報告

幹事 竹中 悟



◎藤井ガバナー事務所より

「ロータリー財団補助金管理セミナー オンライン（YouTubeライブ配信）開催のご案内」

◎豊岡ガバナーエレクト事務所より

「2021-2022年度のための会長エレクト研修セミナー（PETS）オンライン開催のご案内」

「2021-2022年度 クラブ行事（周年記念式典・記念例会・その他）届出のお願いについて」

■連絡

◎来週3月17日(水)の例会は休会です。

次回(は)3月24日(水)です。画家 山本祐也様に卓話をして頂きます。

■例会日時変更

◎新宮RC 3月10日(水)～24日(水) → 休会
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため)

3月31日(水) → 休会

◎田辺はまゆうRC 3月30日(火) → 休会

■回覧

◎公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会より
「米山記念奨学生2020年度修了配布品の送付について」米山記念奨学生のカウンセラー 竹中悟君に「感謝状」の贈呈
一年間ご苦労様でした。

○出席報告

会員数 39名 義務免除 3名 本日の欠席者 4名
本日出席率 88.89%

○本日の唱歌

仰げば尊し 唱歌委員 佐田一三 君



○ゲスト、ビジター

田辺海上保安部長 上野 春一郎 (うえの しゅんいちろう) 様
 同保安部 警備救難課長 登山慎一郎 (とやま しんいちろう) 様
 同保安部 課員 松下 元輝 (まつした げんき) 様



○にこにこ報告 (敬称略)

◇田辺海上保安部長 上野 春一郎様
 田辺海上保安部 警備救難課長 登山 慎一郎様
 田辺海上保安部 課員 松下 元輝様
 をお迎えして

愛須勝章、泉房次郎、上原俊宏、岡本博、
 片井貢、畔田実、坂本正人、佐田一三、竹中悟、
 竹村英一、龍見小夜子、谷本司、玉置佳範、
 中嶋伸和、西谷貞彦、野中信広、野村憲司、
 本田耕二、森本修至、山本亘

◇丸山博之 早退おわびします

◇丸山健 3月12日スナックSayoko祝7周年！
 おめでとうございます！！

◇谷中順次郎 少し時間があつたので田辺市が
 生んだ植芝盛平記念館に行ってきました。
 まだの方は是非行って見て下さい。

◇武田静也 お花いただきます

○本日のプログラム

田辺海上保安部長
 上野 春一郎 様
 (うえの しゅんいちろう)



海上保安機関について



【海上保安庁設置の経緯】

昭和23年5月1日、海上保安庁は海上の安全や治安の確保に関する行政事務を一元かつ横断的に実施する機関として、**軍隊**としてではなく**米国沿岸警備隊**にない創設された。

→前身…

○昭和21年7月、運輸省海運総局に不法入国船舶監視本部を、九州海運局に不法入国船舶監視部(門司)を設置

→その後…

○昭和27年4月、海上保安庁内に、「海上警備隊」(海自の前身)を設置。

○同年8月、「保安庁」(防衛庁の前身)を設置し、海上警備隊と警察予備隊(陸自の前身)を移管。
※移管に伴い、海上警備隊は警備隊と、警察予備隊は保安庁となる。

○昭和29年7月、保安庁を引き継ぎ、「防衛庁」を設置。陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊が発足。



初代海上保安庁長官 大久保武吉

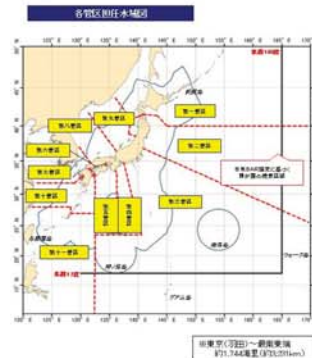
海上保安庁=「海の警察・消防」+ 国境警備

- 各国の海上保安機関は、海上警察機関、調整・支援機関、準軍事機関に分類することが可能。
- 米沿岸警備隊、露国境警備局は有事において軍事任務を実施することがある準軍事機関であるのに対し、**アジアの主な海上保安機関は非軍事機関**である。

※海上保安庁法第25条

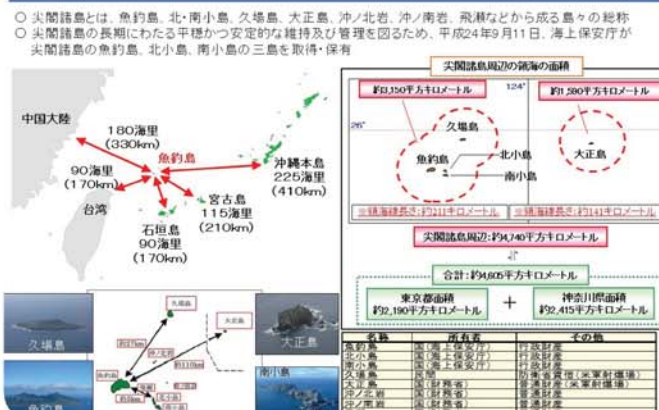
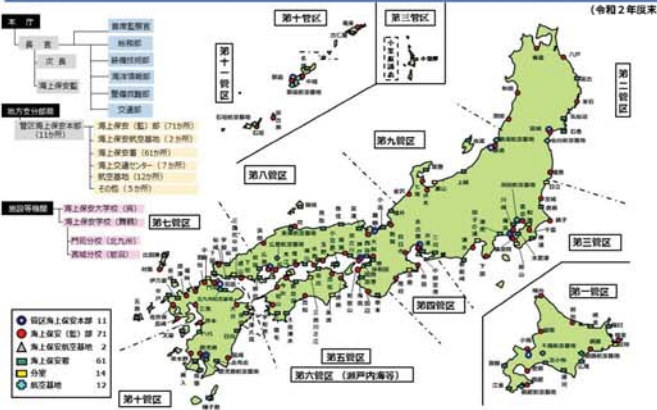
この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

海上保安庁の勢力・予算・定員



勢力		総員数(平成30年度)
○ 船舶	474 隻	巡視船艇 (うち大型巡視船 200隻) 特殊警備艇 71隻 測量船 14隻 打台見張り船 8隻 測量船 3隻
○ 航空機	85 機	哨戒機 33機 ヘリコプター 52機
○ 航空機	5,163 基	打台 3,135基 打字機 1,170基 船舶通信機 57基 その他 813基
○ 予算	2,254 億円	人件費 1,220億円 経費 1,034億円 設備費 1,170億円 その他 170億円
○ 定員	14,328人	(平成30年度実績)

四つのテスト：1. 真実かどうか2. みんなに公平か3. 好意と友情を深めるか4. みんなのためになるかどうか



領海監視	海洋調査
<ul style="list-style-type: none"> 定規航路、竹島、北方領土 海空域における監視・警戒 海洋環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 海図地形調査 海象観測 用途の作製 海洋情報の管理・提供
治安の確保	海上交通の安全確保
<ul style="list-style-type: none"> 予知対策・準備態勢 海軍法廷法令・海軍法廷令等との連携 外国船舶の違法行為の監視 航空機・船舶の捜索 不審船・工作船への対応 海難対策 	<ul style="list-style-type: none"> 港内・小島海域（東京湾等）等の安全対策 航路情報（灯台、灯浮標等）の管理 航行監視等の迅速な提供
海難救助	海洋環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> 海難への迅速な対応 救助活動 海難情報の収集・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋環境保全のための監視・警戒活動 海上環境監視の実施
海上防災	国際連携協力
<ul style="list-style-type: none"> 大規模な自然・人為的災害の発生 地震津波等の自然災害対策 	<ul style="list-style-type: none"> 関係国との連携協力 諸外国への能力向上支援 国際機関との協働

明治28年 尖閣諸島を沖繩県に編入することを閣議決定

昭和44年 国連アジア極東経済委員会により尖閣諸島周辺海域に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘

昭和46年 台湾(6月)、中国(12月)が史上初めて正式に尖閣諸島の「領有権」を主張

昭和53年 4月12日～18日の間、延べ357隻の中国漁船が尖閣諸島領海内に侵入

平成16年 中国活動家が中国漁船1隻により魚釣島領海に侵入、7名が上陸

平成22年9月 尖閣諸島沖で中国漁船による公務執行妨害等被疑事件が発生

平成24年8月 香港活動家等が乗船した船舶が魚釣島領海に侵入、7名が上陸

平成24年9月 海上保安庁にて、尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島の三島を取得・保有

尖閣諸島周辺海域では、中国海警船が飛天の日等を除きほぼ毎日接続水域を航行・領海侵入する事実も発生

創設期	昭和前期	昭和後期	平成初期	現在
1. 戦後処理	昭和23年5月 海上保安庁発足	昭和23年5月～27年8月 戦時特例	昭和25年10～12月 領海単独 特別措置	昭和27年11月 法律第121号の制定
2. 公海対策	昭和45年12月 海上保安庁法改正	昭和49年7月 海上保安庁法改正	昭和52年7月 「領海法」(12海里)施行	昭和61年12月 領海法改正
3. 海上交通安全対策	昭和49年7月 海上保安庁法改正	昭和52年7月 「領海法」(12海里)施行	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正
4. 海洋環境の保全	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正
5. 国際協力体制の整備	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正
6. EEZ対応	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正
7. 海上防衛	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正
8. 領海監視	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正
9. 国際協力の深化	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正	昭和61年12月 領海法改正

中国海警船の増強・大型化・武装化

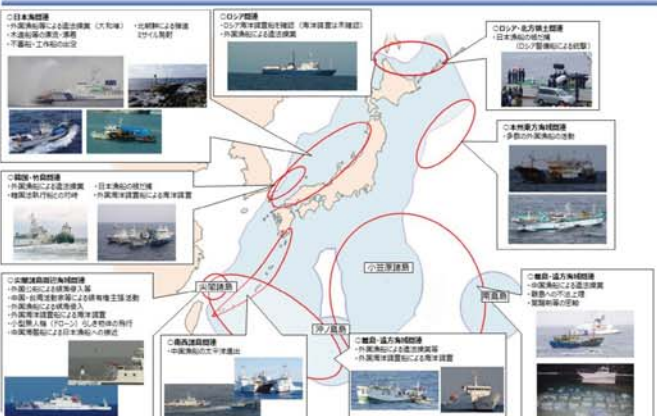
中国海洋法執行機関に係る機構改革

中国海警船による日本漁船接近事案

中国海警船の勢力の推移

中国海警船の大型化・武装

10月発生事案において、領海侵入時間と過去最長を更新



平成24年の尖閣三島（魚釣島、北小島、南小島）の取得・保有以降、尖閣諸島周辺海域では中国海警船による徘徊、領海侵入等が繰り返されており、海上保安庁では同海域での領海警備に万全を期すため、**巡視船14隻相当による尖閣領海警備専従体制を推進**。

平成28年2月に新造大型巡視船10隻目（第12隻）が就役したほか、運用に不可欠な専用機材等の整備を行い、平成27年度末に当分の**尖閣領海警備専従体制を整備**。

大型巡視船（新造） ヘリコプター1機搭載型巡視船10隻（※12隻相当）（機体・機材向上）2隻

専用機材 専用機材2000台

専用機材 専用機材2000台

専用機材 専用機材2000台

【実証期間等】
 期間：令和2年10月15日～11月10日
 場所：離陸飛行して海上自衛隊八戸航空基地を利用（飛行実証は、日本海及び太平洋の洋上にて実施）

【実証機体】
 名称：米国防務省、アトミクス社製 シーガーディアン（MQ-9B）
 全長：11.7メートル
 全幅：24メートル
 最大運用高度：40,000フィート以上（12,192メートル以上）
 最大航続時間：35時間
 最大高度：200ノット以上
 主要搭載機材：外部監視カメラ、衝突回避用レーダー、無線送受信機、可視・赤外線カメラ等

【実証内容】
 ① 高高度における広域監視及び船舶等分布監視 ② 外国船舶等の探知・調査 ③ 密航船等船舶等の検定
 ④ 違法操業船舶等の探知及び警告の実効性 ⑤ 緊急監視・要救助船舶等の捜索、災害発生時の被害調査等

◎ 昼夜を問わず、長時間の航続性能を確認。
 ◎ 監視能力は既存の有人機と同程度またはそれ以上であることを確認。

走錨等に起因する事故を受けた現状及び今後の対策 JCG 海上保安庁

走錨等に起因する事故の発生
 平成30年9月（台風21号） 関西国際空港連絡橋へ油タンカーが衝突
 令和元年9月（台風15号） 横浜港の南本牧はま道橋へ貨物船が衝突

実施中の対策
 ○ 海上空域、LIN（レーン）等の重要施設（船所）を対象に、その周辺海域において法律（海上交通安全法・港則法）等による船舶の制限や監視の強化等を実施。
 ○ 特に勢力が大きい台風が接近する際は船舶に対し、遠方避難を推奨。

今後の主な対策
 ○ 三大湾等における船舶の海外船籍等の実効性を更に高めるため、以下の3つの仕組みを構築することにより、安全確保を推進する。
 ・船舶の海外船籍、海内の船舶等との航行・命令制御
 ・重要施設周辺海域における交通規制等の強化
 ・重要施設周辺の航行・命令制御の強化
 ・海外船籍等の円滑な航行に関する必要な協議を行うための協議会を設置
 ・重要施設の安全対策強化のためのバーチャル航行試験の導入等

関空連絡橋事故を踏まえた荒天時の走錨事故防止対策について JCG 海上保安庁

平成30年9月、台風21号による影響でタンカーが走錨。関西国際空港連絡橋に衝突する事故が発生。
 同事故を踏まえ、これまで海上空域（連絡橋など41箇所）の重要施設の周辺海域において、荒天時における船舶制限等を実施。これらの重要施設に対する事故を未然防止。
 一方で、昨年も台風の影響で走錨に起因する事故が当該海域以外で発生したことから、フォローアップを行い、新たに4箇所の重要施設を追加。同施設周辺海域における対応策を決定し、運用を開始。

【対象海域・41箇所】
 ① 海上空域（連絡橋）周辺（関西国際空港、神戸空港、中野国際空港、神戸空港、北九州空港、長崎空港）
 ② 以外の重要施設周辺（交通やライフライン等の機能、代替手段がないことによる不利益等をもちうる施設）

【対応策】
 ① 監視・指揮強化措置 …… レーダー、AS、カメラ等による監視体制強化及び無線等による監視
 ② 重点措置 …… ①に加えて、強力な指導を行う等監視体制を強化し、船舶の航行を厳格に管理する
 ③ 規制措置 …… ①及び②に加えて、船舶の航行を厳格に管理する等を実施

新型コロナウイルス感染症への対応 JCG 海上保安庁

【コロナウイルス陽性患者等への対応】 ※令和3年3月1日18:00現在

▶ 陽性患者の搬送【44件164名】 ▶ 疑似症患者の搬送【31件48名】

▶ 検体・検体検査等の搬送【11件64名】 ▶ 邦人帰国支援【5件6名】

【職員への感染防止策】
 全職員共通の取組：マスク着用、手洗い、うがい、のびのび、検温による体調管理、新生活様式の取組み
 陸上部隊での取組：時差出勤（交通混雑回避）、在宅勤務（テレワーク）の推進
 船艇での取組：マスク防護衣等、感染防止資器材の整備、感染防止資器材等の取扱訓練等の実施

○ 我が国周辺海域を巡る状況は「一層厳しさを増しており、こうした状況に対し、海上保安庁の『海上法執行能力』、『海洋監視能力』及び『海洋調査能力』の3点の強化を図る必要あり
 ○ 平成28年12月21日、『海上保安体制強化に関する関係閣僚会議』を開催
 同会議において、『海上保安体制強化に関する方針』が決定
 具体的には、5つの柱による海上保安体制の強化を進める。
 ※ ① 尖閣諸島監視体制の強化と大規模有事の同時発生に対応できる体制の整備
 ② 広大な我が国周辺海域を監視できる海洋監視体制の強化
 ③ 対処対応と離島・遠方海域における領海監視等の重要事項への対応体制の強化
 ④ 我が国の海洋権益を堅守するための海洋調査体制の強化
 ⑤ 以上の体制を支える人材育成など基盤整備

○ 平成29年12月18日、『海上保安体制強化に関する関係閣僚会議』を開催
 ○ 平成30年12月18日、『海上保安体制強化に関する関係閣僚会議』を開催
 ○ 令和元年12月20日、『海上保安体制強化に関する関係閣僚会議』を開催
 ○ 令和2年12月21日、『海上保安体制強化に関する関係閣僚会議』を開催
 同会議において、海上保安体制強化に関する方針に基づき、海上保安庁の体制強化を引き続き進めることを確認

【海上保安体制強化に関する関係閣僚会議】
 構成員：内閣総理大臣 外務大臣 財務大臣 国土交通大臣 防衛大臣 内閣府副長官
 【安倍総理大臣の発言（H28.12.21）】
 ・海上保安の事は厳しく、命がけの仕事である
 ・海上保安は、海の警察、消防であり、我が国の平和で豊かな海と国民の生命と財産を護り、安全・安心を確保するために、その体制に、一寸の隙も許さない
 ・今後、本方針に基づき、継続的に海上保安体制の強化を図り、我が国の平和で豊かな海をしっかりと守っていか

海上保安体制強化に関する方針 5つの柱と主な整備内容 JCG 海上保安庁

- 尖閣領海監視体制の強化と大規模有事の同時発生に対応できる体制の整備**
 ・中国海警船の大型化・武装化等に対応できる監視船等の整備
 ・大規模有事が同時発生した場合でも対応できる体制
- 海洋監視体制の強化**
 ・航空機による監視体制に加え、監視船等の整備等による監視体制の強化
 ・監視情報の集約・分析等に必要な情報通信体制の強化
- 原発等対処・重要事象対応体制の強化**
 ・対処対応等に万全を期するために必要な監視船による対応体制の強化
- 海洋調査体制の強化**
 ・他国による大規模延長申請等に対し、我が国としても必要な海洋調査体制を強化
- 基盤整備**
 ・海上保安業務対応能力の向上を図るための人材の育成、必要となる定員の増員、教育訓練施設の拡充等

海上保安体制強化に関する方針に基づく大型巡視船の整備 JCG 海上保安庁

整備機数 (手数/手台)	整備計画（イメージ）											
	H28	H29	H30	R1D	R2D	R3D	R4D	R5D	R6D			
【ヘリコプター-広域監視船-PLH型】	3隻	「れいめい」 東海										
【ヘリコプター-広域監視船-PLH型】	3隻	「あかつき」 東海	「しゅんこう」 東海									
【大型巡視船-PL型】	3隻	「みやこ」 中野										
【大型巡視船-PL型】	4隻	「つるが」 東海	「えちぜん」 東海									
【大型巡視船-PL型】	1隻											
合計（PLH/PL（補給船含む））	14隻	（6隻）										
保有機数の推移 (体制強化以外を含む)	H25D	H26D	H27D	H28D	H29D	H30D	R1D	R2D	R3D	R4D	R5D	R6D
大型巡視船	54	62	66	69	70	72	76	77				
大型測量船	2	3	4	4	4	4	4	4				

海上保安体制強化に関する方針に基づく航空機の整備 JCG 海上保安庁

整備機数	整備計画（イメージ）											
	H28	H29	H30	R1D	R2D	R3D	R4D	R5D				
【新型ジェット機】	1機											
【新型ジェット機】	3機											
【中型飛行機（測量機）】	1機											
【中型飛行機（測量機）】	1機											
【小型飛行機（練習機）】	1機											
【PLH型巡視船 拡張機】	9機											
合計	16機											
保有機数の推移 (体制強化以外を含む)	H28	H29	H30	R1D	R2D	R3D	R4D	R5D				
飛行機	LAJ/MAJ	26	4/0	31	4/0	31	33	2/4	35	2/6	37	3/6
測量機	MA/SA	26	22/0	31	22/3	33	23/3	34	23/3	36	2/6	37
練習機	MH/SH	48	45/3	52	45/7	49	45/4	53	49/4	55	51/4	60
合計	74	83	80	85	87	90	91	97				

今日のお弁当

本日のお弁当はこの葉さんです。美味しくいただきました。



次回プログラム

- 3月17日（水）休会（祝日のある週は休会することが出来る）
- 3月24日（水）内卓 三分間スピーチ
- 3月31日（水）画家 山本 祐也 様

四つのテスト：1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか